

《論 說》

## セクシュアル・ハラスメントと虚偽申告

Sexual Harassment and False Allegations

山 崎 文 夫

【目次】

はじめに

一 性的暴行罪と虚偽申告

二 痴漢事件と虚偽申告

三 セクハラ民事事件と虚偽申告

むすび

### はじめに

アメリカ合衆国において、女性に対する暴力に関して最も議論を呼ぶ論争のひとつは、強姦罪を含む性的暴行罪 (sexual assault) の虚偽申告 (false allegation) 問題である<sup>(1)</sup>。それは、性犯罪規定の適用及び法改正に関わる論争である<sup>(2)</sup>。

女性は、性的関係に同意した後、復讐、恐喝、嫉妬、罪の意識、困惑等から虚偽に強姦を主張するという、古典的強姦神話の中で最も強力な神話の淵源は、法的には、17世紀イギリスの法曹、マシュー・ヘイル卿の陳述に遡るが、強姦罪の虚偽申告が、他の暴力犯罪(2%)よりも多いという実証的データは存在しない<sup>(3)</sup>。

アメリカのフェミニストは、学問的に、強姦罪の虚偽告訴 (false accusation) が他の犯罪よりも多いという神話にも反論してきており、強姦を訴える女性は、単に女性であるがゆえに常に信じられるべきであるという主張もはや維持していない<sup>(4)</sup>。

アメリカで2016年に出版された作家ジョン・クラカワーによるノ

ンフィクション作品、Jon Krakauer, *Missoula – Rape and the Justice System in a College Town*, Anchor Books, 2016（菅野楽章訳『ミズーラ～名門大学を揺るがしたレイプ事件と司法制度』亜紀書房、2016年）がこの問題を取り扱っている。同書の素材となる事件（2010年～2012年）が起きたモンタナ州では、1986年の高校長による女子高生に対するレイプ事件（同意のない性交罪）の州最高裁無罪判決（*State v. Thompson*, 792 P.2d 1103 (1990)）においても、同様の問題が提起されている<sup>(5)</sup>。

わが国ではこのような論争は一般化していないが、満員電車内の痴漢事件や、セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）事件において、虚偽申告の例がみられるところである。とくに、密室で行われたセクハラについて、虚偽申告問題は、セクハラ事案に対する企業内外の適切な対応や、セクハラ問題全般への疑念解消のためには、避けて通れない問題である。また、わが国では、現在、使用者は、発生したセクハラへの対応次第で、被害者から使用者に対する加害者の懲戒請求と、その結果なされる懲戒処分に対して加害者とされた者がその効力を争う懲戒処分無効確認請求等との間に板挟み状態になる可能性がある<sup>(6)</sup>。

性犯罪刑事事件においても、被害者保護の観点からなされた刑事訴訟法改正による遠隔証言や遮蔽装置による在廷証人保護等の手続法的手当てが実施された一方で、痴漢事件を契機に冤罪が顕在化するに至り、被害者保護問題と冤罪問題の双方の抱える問題が刑事手続を通じて真正面から利益衝突を起こす状況が生まれている<sup>(7)</sup>。

いずれの場合にも、問題は公平に解決されなければならず、虚偽申告の可能性の検討は、公平な問題解決の一部をなすものと思われる。

本稿は、アメリカにおける性犯罪被害者の虚偽申告に関わる議論を手掛かりとして、わが国の痴漢冤罪事件に関わる議論を参考に、わが国におけるセクハラと虚偽申告問題を検討する。わが国刑法172条（虚偽告訴罪）は、人に刑事の処分を受けさせる目的で捜査機関に虚偽の告訴、告発その他の申告をした者を3月以上10年以下の懲役に処し、軽犯罪法1

条16号(虚偽申告)は、虚構の犯罪事実を公務員に申し出た者を拘留又は料科に処しているが、本稿では、虚偽申告の文言は、必ずしもこれらの意味に限られるものではない。

## 一 性的暴行罪と虚偽申告

アメリカでは、1970年代以降、ほとんどの州で、強姦等の性犯罪に関する法規定が改正されたが<sup>(8)</sup>、結局のところ、この改革によっても、概して、暴行と被害者の不同意の存在を構成要件とする伝統的な暴力と不同意の結合という基本的枠組みに変革がもたらされることはなかったとの指摘がある<sup>(9)</sup>。

しかし、上記クラカワの著書が取り上げた、モンタナ大学アメリカンフットボール部員による一連の強姦事件(2010年～2012年)が起きたモンタナ州では、強姦罪の暴行要件が緩和され、同意のない性交罪(Sexual intercourse without consent)について被害者の不同意(同意のないこと)が犯罪の構成要件とされている(1973年)<sup>(10)</sup>。

わが国の刑法177条(強制性交等・旧強姦)は、「13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。……」と規定し、暴行・脅迫を用いることを犯罪の構成要件とするが、モンタナ法典45-5-503条は、「同意のない性交罪(1)他人の同意なく故意に性交した者は、同意のない性交罪を犯す。……/(2)同意のない性交罪により有罪と宣告された者は、終身刑又は州刑務所における2年以上100年以下の拘禁及び5万ドル以下の罰金に処する。……」と規定する。同条の「同意なく」の意味について、45-5-501条(1)(a)は、「45-5-503条にいう『同意なく』との文言は、次に掲げるいずれかを意味する。/(i)被害者が、被害者その他の者に対する力(force)〔\*筆者～Power, violence, or pressure directed against a person or thing. Black' s Law Dictionary, West, 2004, p. 673〕により服従を強制されること。/(ii)

……被害者が…… (C) 欺罔(deception)、強制(coercion)、不意打ち(surprise)により打ち負かされたことにより同意ができないこと〔2001年新設〕。……〕と規定する。また、45-5-502条は、「性的暴行罪(Sexual assault)(1)他人の同意なく故意に性的接触(sexual contact)をした者は、同意のない性的暴行罪を犯す。/(2)(a)性的暴行罪により有罪と宣告されたとき、初犯者は、500ドル以下の罰金及び6か月以下の郡刑務所での拘禁又はそのいずれかに処する。」などと規定する(わが国刑法176条(強制わいせつ)「13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。……」)。

アメリカでは、1990年代半ばから強姦事件発生率は、ゆっくり・着実に低下しているが、上記クラカワー作品が取り上げたのは、見知らぬ者による強姦(stranger rape)事件ではなく、現在それよりも多く発生し、それよりも有罪判決獲得が難しいといわれる、顔見知りによる強姦(acquaintance rape)事件(学生間事案)である<sup>(11)</sup>。顔見知りによる強姦事件における被害者の不同意と虚偽申告の有無が、学生懲戒処分手続及び刑事裁判において、とりわけ激しい暴行が伴わない事案について焦点として取り上げられたのは、性犯罪の暴行要件が緩和されたモンタナ州であるからこそであるといえる<sup>(12)</sup>。

ところで、虚偽とは客観的眞実に反することをいうが、警察に対する性犯罪の虚偽申告(false allegation)といっても、明確な定説といわれる定義があるわけではない。上記クラカワー作品が依拠したマサチューセッツ大学心理学部のデイビッド・リザック教授(臨床心理士)らの論文は、国際警察署長協会が最も明確に性的暴行罪の虚偽申告を定義しているとす。すなわち、「性的暴行罪の申告が虚偽であるとの判定は、犯罪が生じなかったこと又は試みられなかったことが証明されたときのみ行うことができる。……それは、捜査によっては性的暴行が生じたと証明できない場合と混同されてはならない。その場合は、捜査により証明されていないと表記される。通報が虚偽であるとの判定は、暴行が生

じなかったという証拠により裏付けられなければならない。」、つまり、犯罪が生じなかったこと又は試みられなかったことが証明された申告ということである<sup>(13)</sup>。

また、強姦の虚偽申告の主要な目的は、①アリバイ作り(妊娠少女等)、②リベンジ(客の不払いにあった売春婦等)、③同情や注目を得るため、の三つであるとの指摘もある<sup>(14)</sup>。

他方、イギリスにおいては、虚偽申告は、基本的に、「申告者が実際に起こらなかったと知っている出来事を陳述すること。」と定義されている。この定義では、申告者の意識的又は害意のある動機(a conscious or malicious motive: 故意、未必の故意、認識ある過失を含む)が示唆されている。しかし、この定義から漏れる虚偽申告が存在するとの批判がある。例えば、自分が強姦罪その他の性犯罪の被害者であると誤信した者からの申告である。最近も、告訴人が睡眠中又は酩酊中に性的暴行を受けたと考えたが、その後裁判において、性的接触はなかったとされた一団のケースが存在することが明らかにされている<sup>(15)</sup>。

結局、虚偽とは客観的真実に反することをいい、虚偽申告は、英米警察実務では、基本的には犯罪が生じなかったこと等が証明された申告を意味するが、故意や害意による申告だけでなく、実際には、誤信等による客観的真実に反する申告も含めて使用されることがある。

## 二 痴漢事件と虚偽申告

この章では、わが国において、強制わいせつ罪や都道府県迷惑防止条例違反に当たる、いわゆる痴漢事件等の刑事判例にみられる虚偽申告事例を検討する。

わが国では、見知らぬ者により閉鎖的な環境で行われることが多い電車内の痴漢行為について、最高裁が初めて無罪判決(破棄自判。一二審とも懲役1年10月の実刑)を下した強制わいせつ被告(名倉)事件判決(最三小判平21・4・14刑集63巻4号331頁。被害者による現行犯逮捕事案)

は、当審における事実誤認の主張に関する審査は、当審が法律審であることを原則としていることにかんがみ、原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきであるが、本件のような満員電車内の痴漢事件においては、被害事実や犯人の特定について物的証拠等の客観的証拠が得られにくく、被害者の供述が唯一の証拠である場合も多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではないという特質が認められることから、これらの点を考慮した上で特に慎重な判断が求められるとしたうえで、満員電車内で女性Aに対して痴漢行為をしたとされる強制わいせつ被告事件について、被告人が一貫して犯行を否認しており、Aの供述以外にこれを基礎付ける証拠がなく、被告人にこの種の犯行を行う性向もうかがわれないという事情の下では、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があり、Aの供述する被害状況に不自然な点があることなどを勘案すると、Aの供述の信用性を全面的に肯定した第一審判決及びこれを維持した原判決の判断は、必要とされる慎重さを欠くものというべきであり、被告人が犯行を行ったと判断するについては、なお合理的な疑いが残り、第一審判決及び原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があるとして、被告人を無罪とした<sup>(16)</sup>。

裁判官那須弘平補足意見も、「疑わしきは被告人の利益に」の原則も、有罪判断に必要とされる「合理的な疑いを超えた証明」の基準の理論も、突き詰めれば冤罪防止のためのものであると考えられると述べた上で、「混雑した電車の中での痴漢とされる犯罪行為は、時間的にも空間的にもまた当事者間の人的関係という点から見ても、単純かつ類型的な態様のもものが多く、犯行の痕跡も（加害者の指先に付着した繊維や体液等を除いては〔\*DNA鑑定や着衣繊維の異同識別鑑定等を示唆すると思われる〕）残らないため、触ったか否かという単純な事実が争われる点に特徴がある。このため、普通の能力を有する者（例えば十代後半の女性等）

がその気になれば、その内容が真実である場合と、虚偽、錯覚ないし誇張等を含む場合であるとかかわらず、法廷において『具体的で詳細』な体裁を具えた供述をすることはさほど困難でもない。」とし、裁判官田原睦夫反対意見も、「女性が電車内での虚偽の痴漢被害を申告する動機としては、一般的に、①示談金の喝取目的、②相手方から車内での言動を注意された等のトラブルの腹癒せ、③痴漢被害に遭う人物であるとの自己顕示、④加害者を作り出し、その困惑を喜ぶ愉快犯等が存し得る」と述べている<sup>(17)</sup>。

同事件の被告人弁護士によれば、電車内痴漢行為は、1996年～97年頃から、本人否認の場合でも、女性の供述だけを頼りに逮捕・拘留・起訴され始め、現実には、当該女性が勘違いしたり思い込んだだけの事例がかなりあり、間違われた者の具体的救済の困難さは当初から危惧されていた。1998年頃から少しずつ下級審で無罪判決が言い渡され始めた<sup>(18)</sup>。

上記名倉事件判決より前に下された民事の沖田事件最高裁判決(最一小判平20・11・7裁判所H P、判時2031号14頁)は、J R中央線車内における東京都迷惑防止条例違反で警察官により現行犯逮捕・拘留されたが不起訴処分とされた男性社員が、痴漢虚偽申告を理由に当該女性等に損害賠償を求めた事件で、「原審が、被上告人[\*女性]の『変な人が近づいてきた。』という声と上告人[\*男性]の『電車の中で電話しちゃいけない。』という声との具体的な間隔、その間の被上告人とAの[\*携帯電話による]会話の有無、本件電車の走行に伴う騒音がAの電話にどの程度聞こえていたか等につき、Aの証人尋問を実施してこれを確かめることなく、同人が電話を通して聞いた被上告人と上告人の発言の内容をK検事の証言及び陳述書のみによって認定した上、具体的根拠が乏しいまま、Aの電話に聞こえた本件車両内での騒音等を被上告人に有利に推測して、K検事に対するAの供述内容と整合しない被上告人の供述の信用性を肯定し、Aの供述と合致する上告人の供述を否定して、上告人が本件痴漢行為をしたものと認定したことには、審理不尽の結果、結論に

影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」として原判決を破棄差戻した。この判決について、上告人弁護士は、最高裁は、痴漢事件の被害者証言は、客観的・中立的な証拠があれば、それらにより証言の信用性が慎重に検討されるべきで、そのことを怠ったまま証言の信用性を肯定した場合、審理不尽、法令違反を犯すこととなる旨述べて、痴漢事件の被害者証言の信用性に厳しい視線を注ぎ始めたとしている<sup>(19)</sup>。

名倉事件最高裁判決後、警察庁生活安全局生活安全企画課長ほかは、各管区警察局広域調整部長ほか宛て「電車内における痴漢事犯への対応について」（平成21年6月25日、警察庁丁生企発第240号ほか）において、人的証拠や物的証拠に乏しい電車内における痴漢事犯捜査上の一般的留意事項として、①目撃者の確保、②実況見分等証拠保全の徹底、③供述の裏付け捜査の徹底、④客観的証拠の収集（DNA鑑定、着衣繊維の異同識別鑑定などの科学的合理的捜査の積極的推進）、⑤留置の要否の判断（適切な判断）に留意し、適正捜査と防止対策の推進に努めるよう通達している。

また、痴漢事件で無罪判決が相次いだことを受け、東京地裁では、痴漢事件の勾留請求を原則認めない運用が定着しているとの報道もある（「〈痴漢〉勾留、原則認めず『解雇の恐れ』考慮 東京地裁」毎日新聞web, 2015年12月24日）。

なお、沖田事件最高裁判決は、男性社員が女性（大学2年生）に対し電車内での携帯電話使用を注意したことに関わる、痴漢の虚偽申告を理由として、女性（不法行為）、東京都及び国（国家賠償法）に対して損害賠償を請求したことについて、東京都及び国に対する男性上告を不受理とし、女性に関する部分についてのみ審理不尽を理由として高裁に差戻している。その差戻審判決（損害賠償請求事件・東京高判平21・11・26判時2069号33頁）は、控訴人男性による痴漢行為があったと認めることは困難であるとしたが、控訴人において、被控訴人女子大生の不法行為の事実を立証する責任があり、犯罪の申告行為が不法行為となるのは、不



法行為の加害者とされる者(申告の対象となった犯罪の被害者と主張する者)が犯罪被害を立証することができないというだけでは足りず、結果的に誤っていたというのでは不十分であり、申告の当時からそれが事実と反することを認識しつつ、即ち虚偽であることを知って、あえて申告したことが立証された場合等に限られるとしたうえで、判示したところによれば、被控訴人が、故意に虚構の事実を申告するという虚偽申告行為を行ったとはいえず、控訴人の不法行為の立証は尽くされたとはいえないとして男性の請求を棄却している。同様に、医科大学助教授男性が、部下の臨床研修医女性に、強姦致傷罪で告訴され、強制わいせつ致傷罪で起訴されたが、無罪判決確定後、虚偽告訴を理由として、女性に損害賠償を求めたが、請求が棄却されたものがある(損害賠償請求事件・東京地判平16・11・29判時1894号26頁)。

電車内の痴漢事件に関しては、被告人女性が、交際相手男性(甲南大生)に誘われるまま、電車内の乗客を痴漢犯人に仕立て上げて被害者を窮地に陥れ、そこに付け込んで示談金名目で多額の現金を獲得しようと協力した虚偽告訴等につき、懲役3年・執行猶予5年に処したものがある(強盗未遂、虚偽告訴、窃盗被告事件・大阪地判平20・8・8裁判所HP)。この交際相手男性も、女性と共謀の上、地下鉄の男性客を痴漢犯人に仕立て上げて同人を窮地に陥れ、そこに付け込んで示談金名目で多額の現金を獲得しようと計画し、司法警察員らに対し虚偽の被害申告をするなどしたとして、懲役5年6月の実刑に処せられている(虚偽告訴、強盗未遂、詐欺被告事件・大阪地判平20・10・24裁判所HP)。

その後、上記最高裁2判決に従って、走行中のバス車内で臀部を着衣の上から手で触るなどして、人を著しくしゅう恥させ、かつ人に不安を覚えさせるような卑猥な行為をしたという公訴事実につき(運転手らによる現行犯逮捕)、車載カメラ映像や被告人の携帯電話メール送受信記録、被告人両手指付着物鑑定でのスカート繊維付着なしという客観的証拠等に照らして、被害者が供述する態様の痴漢行為を行うことは、両手

が塞がっている被告人には物理的に不可能であり、被告人が述べるように、被害者女性(17歳)は、被告人が携行していたリュックサック等の臀部への物理的接触を、故意の痴漢行為と勘違いしたのではないかとの疑いは残るとみるのが合理的であるなどとして無罪としたものがある(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告〔三鷹バス痴漢冤罪〕事件・東京高判平26・7・15LEX/DB25504420)<sup>(20)</sup>。

同様に、阪急宝塚線車内で、女性(25歳)の臀部に男性が自己の股間を押しつけたという公訴事実について(警察官による現行犯逮捕)、被害者の供述から認定できる事実は、何かが終始一定以上の力で被害者の臀部に当たっていたということのみであり、犯行を目撃したとされる警察官の供述の信用性には大きな問題があり、被告人供述は、被告人スマートフォンによる電子メール送信状況等の客観的証拠と整合しており、その内容に不自然・不合理な点がなく、かつその弁解内容は当初から一貫しているものとみられることから信用でき、また、その供述内容と痴漢行為とは基本的に相容れないものと考えられる上、本件電車内での被告人の状況等からして、被告人のかばん等が意図せず被害者の臀部に当たり続けていたことは十分に考えられるのであり、この点からしても、被告人が本件犯行を行ったと考えることには(そもそも、本件の事件性自体についても)、少なくとも合理的な疑いが残るとして被告人を無罪としたものがある(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年兵庫県条例第66号)違反被告事件・神戸地尼崎支判平26・3・18 LEX/DB25504157)。

また、神戸市内を走行中のバス車内において、男性が座席左隣に座っていた女性(20歳)の右大腿部をタイツの上から触り不安を覚えさせるような卑猥な言動をしたという公訴事実について(通常逮捕)、被告人の供述も踏まえて被害者の証言の信用性を検討すると、被告人の手や荷物が被害者の体に偶然触れたのを被害者が故意に触れられたと勘違いした可能性は否定できず、結局、被害者の証言の信用性には疑いを入れる余

地があるなどとして、この男性を無罪としたものがある（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）違反事件・神戸地判平28・6・20裁判所HP）。

学説においては、被害者保護の立場からの、性犯罪に虚偽の告訴が多いということはいまだかつて証明されたことがない旨の主張<sup>(21)</sup>や、冤罪防止の立場からの、痴漢被害者の中には本当の被害者と自称被害者とが混在し、自称被害者の含まれている比率が他の犯罪よりも高い旨の主張<sup>(22)</sup>があったが、上記最高裁2判決後は、無実の男性が強姦魔に仕立て上げられる等の冤罪事件も皆無ではないと解されている<sup>(23)</sup>。

なお、被害者自身が犯行を現認することが容易でない満員電車内の痴漢事件でしばしば問題となる、被害者の人違いにより犯人とされた者に関する事例の検討は、セクハラに関しては問題となることが極めて少ないと思われるので、本稿では省略する<sup>(24)</sup>。

強制わいせつ罪の虚偽告訴については、結婚間もない夫の関心を引き、自分に対する気持ちを確かめるために、強制わいせつの被害を受けたと嘘をついたところ、これを本気にした夫が警察に届け出ると言い出したことから、今さら本当のことを言えないとして、たまたま仕事のことで夫を訪ねてきた経営者男性を犯人に仕立てて、司法警察員に対し同罪で虚偽告訴した女性を、懲役1年の実刑に処したものがある（虚偽告訴被告事件・福島地判平15・8・25、同・仙台高判平16・1・29裁判所HP）<sup>(25)</sup>。

男性は、この女性を相手として不法行為に基づき損害賠償を求める民事訴訟を起こし、女性は、虚偽告訴を認めず一審（福島地裁会津若松支部）及び控訴審（仙台高裁）で敗訴し、150万円の支払いを命じられたが（平成14年5月11日確定）、本件刑事事件の初公判（平成15年8月4日）で虚偽を認め、一審判決後、女性の父親が女性に代わって150万円を支払うことにより和解契約が成立している。

男性は、国家賠償法に基づいて福島県及び国に対しても賠償を求めたが、福島地裁は、逮捕状請求時、各種の捜査資料を総合勘案して合理的

な判断過程により、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、逮捕の必要性も認められるというべきで、警察官による逮捕状請求が違法なものとはいえないとし、検察官による勾留請求についても同様に違法なものとはいえないとし、また、裁判官についても、逮捕状発付、勾留決定及び勾留延長決定の各裁判については、裁判官が違法又は不法な目的を持って裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があると認めることはできず、いずれも違法と認めることはできないとして、男性の請求を棄却している（国家賠償請求事件・福島地判平17・6・14判時1923号85頁）。

医療行為については、現在、東京都足立区の柳原病院で乳腺外科専門医師が手術直後の女性患者にわいせつな行為をしたとされる事案について、女性患者の告訴と、手術麻酔のあと錯覚や幻覚の症候が発生する手術後せん妄状態の関連性の有無が争点となった準強制わいせつ罪事件が、東京地裁で審理中であり、医学界の注目を集めている（日本経済新聞電子版2016.11.30 13:56; NHK NEWS WEB2016.11.3015:00）<sup>(26)</sup>。

### 三 セクハラ民事事件と虚偽申告

職場等におけるセクハラは、顔見知りによるものが多いが、セクハラに関する民事裁判実務においては、見知らぬ者によることが多い痴漢事件とは異なり、①当事者間に恋愛関係があった場合や、②被害者とされる者に職務上叱責されるようなミスがあり、その直後にセクハラを訴えた場合には、虚偽の可能性もあるとされ、書証の乏しい事件については、主要事実のみに目を奪われることなく、その前後の状況など周辺事情を固めていくことを怠ってはならないとされていることは<sup>(27)</sup>、旧稿において指摘したところである<sup>(28)</sup>。

公共的機関が発行した臨床心理学を取り入れた相談担当者のためのマニュアルも、相談者の申立てが真実に基づかない場合があり、悪質な冤

罪の場合もあるが、何らかの理由で相談者が動揺したり、神経質になったことで生じることがあることに注意喚起している<sup>(29)</sup>。

## 1 恋愛関係

恋愛関係については、判例においても、原告男性教諭が、交際と性交渉があった同僚被告女性教諭に別れを告げた後、被告から休日ドライブ後原告が被告に自動車内で暴行を加え強制わいせつを行った旨の被告学校法人への被害申告に基づいて懲戒解雇された事案について、被告教諭の供述は、核心部分である暴行の態様について供述が一貫しておらず、また、同人の述べる暴行の態様は、同日以降の同人の言動とも整合しないので、全面的に信用することはできないなどとし、原告が、同日に自動車内で暴行を加えたとの事実を認めるに足りる証拠はないから、被告学園による懲戒解雇は、解雇事由を認めるに足りる証拠はなく、無効であるとし、被告女性に慰謝料80万円の支払いを命じたものがある（学校法人A学院ほか事件・大阪地判平25・11・8 労判1085号36頁）。

同様に、男性と女性が一時は個人的に相当親しい間柄にあったことが推認されること、30分～40分渋谷の繁華街において男性が口論しながら女性を無理やり歩かせてホテルに連れ込んだという点にもわかに信用し難いこと、和解交渉のため二人きりで会って飲酒を伴う食事をしているが、わいせつ行為の被害者はそのような状況を忌避するのが通常であること、男性の供述があらまは全く不自然なものであるともいえないことから、男性からわいせつ行為をされた旨の女性の供述は信用することができないとしたものがある（S社（派遣添乗員）事件・東京地判平17・1・25 労判890号42頁）。ただし、この判決は、企業内セクハラ委員会への申立てにおいて女性の主張及び供述が男性のそれとは全く異なるものとなっているのは、男女それぞれの立場からの事実の受け止め方の違いや、時間の経過による記憶の変容によるところが大きいとも考えられ、不法行為は成立しないとしている。

また、原告女性が社内の不倫相手からセクハラを受けたとの虚偽申告は、その夫が会社に情報を提供したことに端を発するとしたものや（地位確認等請求事件・東京地判平26・2・5 LEX/DB25503091）、二人だけの食事会の飲食店とバーで取締役からわいせつ行為を受けたとの被害申告について、原告女性は、コンプライアンス相談窓口に対し、当初、わいせつ行為について申告しておらず、女性の婚約者が会社に報告するよう求めたことを受けた会社の聞き取りの際に初めて申告しており、申告に関しては婚約者との関係が影響していることもうかがえ、このような申告の経緯は、意に反してわいせつ行為を受け、これを契機に相談窓口に相談したとの原告の供述を前提にすると不自然であるなどとして、太ももや陰部を触った行為については、原告の意に反して行われたものとは認められず、不法行為を構成するとはいえないとしたものがある（損害賠償請求事件・大阪地判平26・2・6 LEX/DB25503152）。

## 2 職務上のミス・不正行為・処遇不満等

職務上のミス等については、女性労働者が、使用者から勤務態度不良を追及されると突然セクハラ被害を訴えた事案について、これは本来勤務態度不良とは関係のない事実を持ち出して自らに対する責任追及を転嫁しようとしたものにほかならないとしたものがある（愛宕産業事件・大阪地決平14・4・24 労判796号87頁〔解雇事件〕）。また、現金盗難が生じた会社において、原告女性労働者がセクハラを受けたと主張する当日、会社タイムカードに原告が出勤した旨の打刻はなく出勤したと認めることは困難であり、加害者とされる専務は、当日自宅近くの健康センターに妻とともにいったと供述し、これを裏付ける領収書と会社会計帳簿が存在し、当日わいせつ行為に及べば、休日出勤していた従業員が執務中に聞こえるはずで、このような状況の中で、専務がわいせつ行為をしたとは考えがたいとしたもの（セントラル靴事件・東京地判平6・4・11 労経速1531号3頁〔損害賠償事件〕）や、職場のトラブルについて大阪

事業本部から事実確認に来た上司が、そのことで話をしたいと称して、その後解雇された原告女性を無理に奈良シティーホテルの部屋に連れ込もうとしたとの事実を認めるに足る証拠はないことに加えて、居酒屋において原告の肩に手を回すなどの行動に及んだことを裏付ける客観的な証拠が何ら存在しないことに照らすと、証拠・人証はいずれも信用することができず、他に原告主張の事実を認めるに足る証拠はないとしたもの（学研ジー・アイ・シー事件・大阪地判平9・3・26労判716号72頁〔解雇事件〕）や、上司等への言動による就業規則違反行為を理由に普通解雇された女性の、上司が執拗な交際を迫った等の主張について、これを裏付けるに足る証拠はないとしたものがある（山本香料事件・大阪地判平10・7・29労判749号26頁〔解雇事件〕）。

最近も、職場の同僚である原告男性とA女性による社外活動によるコンプライアンス違反等を理由とする懲戒解雇事件において、原告は、Aのセクハラ行為の申告は同人のコンプライアンス違反に関する調査が開始された直後になされており、これはAに関する情報を被告会社に提供したのが原告であると誤解して、Aが原告に意趣返しをしようとしたものであると主張するところ、証拠上、Aによるコンプライアンス違反に関して被告がどのような調査をしていたのかは明らかではなく、原告の主張を直ちに排斥することはできないので、この点でも、Aの不快感ないし嫌悪感や精神的苦痛の程度については疑問の余地があるといわざるを得ず、原告のセクハラ行為の悪質性を過大評価すべきではないなどとして解雇を無効としたものがある（クレディ・スイス証券（懲戒解雇）事件・東京地判平28・7・19労判1150号16頁）。

また、大学のハラスメント防止委員会は、調査及びそれに基づくハラスメント認定の申立てに係る調査・認定の手續が強権的かつ組織的なものであり、その結果によってはその後の職員の円滑な業務の執行に支障を来すことから、より円滑で柔軟な解決をするため、申立てがあった場合にも、事案の内容及び性質を踏まえ、調査委員会を設置しない運用を

することがあったところ、第一次申立てについて、委員会規程に基づき、控訴人女性及び被申立人男性双方から事情聴取を行った上で審議をして、ハラスメント行為の認定は困難であるとの心証を得て、問題の原因は当事者間のコミュニケーション不足であり、また、同申立ては、実質的には控訴人の人事に対する不満の側面が強く、この側面は委員会で対処する問題ではないと判断し、調査委員会による調査手続をしないとして、第一次決定をしたことが認められるとしたうえで、ハラスメント防止委員会が判断したことには、やむを得ない面があり、調査委員会を設置しなかったことは、防止規程等に違反するものであるということではできず、学校法人に安全配慮義務違反による債務不履行責任がある旨の控訴人の主張は採用できないとしたものがある（学校法人関東学院事件・東京高判平28・5・19LEX/DB25542758、横浜地判平27・12・15LEX/DB25542757）。

### 3 個人に対する否定的感情

このほか、被害者の加害者とされる人物に対する否定的感情については、埼玉県三郷市立小学校の校務員原告男性が、音楽専科のE女性教諭に背後から故意に触れるセクハラ行為を2度行ったことを理由として停職6か月の懲戒処分を受けたことについて、給食事務担当のF職員は、原告の着任前に原告が余り仕事をしない人物であるといううわさを耳にし、校長やEにそれを伝えるなどし、原告の執務机がEの執務機の斜め前に配置されたため、Eは、当初から原告にみられている、興味を持たれていると感じ、原告から顔を隠したり、荷物を衝立にして隠れるといった対応をしたほか、女性職員数名に対し、原告のことを相談するなどしたと事実認定したうえで、第一行為は、午後1時ころ給食をとったのち、約1秒間と短い時間で、意図的な接触を窺わせるものであったとまでは認められないこと、給湯室という狭い場所で、互いに背を向け、Eは立った状態、原告は屈んだ状態での接触であり、原告が意図的な接触を試み



るような相互の位置関係ないし姿勢であったとはいにくいこと、時刻は原告にとって給食の片づけなどで多忙な時間帯であり、場所は、職員が在室する職員室に接続するドアが開け放された給湯室であったこと等を総合考慮して、原告が故意にEに触ったとまでは認められず、セクハラに当たらないとし、第二行為についても、午後1時ころ、執務机の前に立ったEとテーブルの間を通過しようとした際にEに接触したことについて、原告の故意によるものとは認められずセクハラに当たらないとして、処分は懲戒事由を欠き違法として取り消したものがある（懲戒停職処分取消請求事件・さいたま地判平26・11・28LEX/DB25505439）。

同様の認定は、刑事判例においても存在する。すなわち、京都市下京区所在のカウンターバーを訪れた被告人が、同店のAママにわいせつ行為に及んだとして、同人を懲役2年に処した原判決（強制わいせつ致傷被告事件・京都地判平26・7・7LEX/DB25504435）を覆して、Aの証言の変遷は、後に知った事実をもとに辻褃を合わせようとしたり、誇張して供述しているのではないかと疑わせるものであり、被害状況という原審証言の核心部分に限ってみても、その証言には看過できない変遷が見られ、Aの証言は、全面的に信用することはできないなどとしたうえで、虚偽申告の動機について、Aは被告人と1回目に会った際に、被告人から、2回服役していた話や暴力団と関係があるような話を聞くなどして、被告人に対して恐怖感等の否定的感情を抱き、オーナーにその旨伝えて、被告人を出入り禁止にすることにしていたことが認められるが、それだけでは、虚偽申告をするまでの動機とはいえないが、1回会っただけで強い否定的感情を抱いた相手が再び店に来た状況であることからすると、そのような相手が2度と店に来ないようにする手段として、虚偽申告をすることがおよそないとまではいうことはできないと述べ、結論として、事実について合理的疑いを容れない程度の立証がなされるとした原判決は、論理則、経験則等に照らして不合理というほかなく、犯罪の証明がないとして被告人を無罪としたものがある（強制わいせつ致

傷被告事件・大阪高判平27・2・13裁判所HP)<sup>(30)</sup>。

#### 4 セクハラと過敏な被害者問題

比較的程度の軽いセクハラについては、以上に述べたことのほかに、いわゆる過敏な被害者 (hypersensitive victims) 問題がある。すなわち、アメリカ合衆国の連邦最高裁判所は、1998年のオンクル対サウンドオウナー・オフショア・サービス事件判決において、1993年のハリス対フォークリフト・システムズ事件判決の合理的人間基準 (合理的女性基準否定) を敷衍して、公民権法第7編違反の判断基準について、ハラスメントの客観的な重大性は、被害者のすべての状況を考慮して、被害者の地位にある合理的人間の観点から判断されなければならないと述べて、合理的人間基準プラス総合判断の枠組みを明らかにした。このような状況のもとで、合理的人間を基準とする判例法理の違法性基準を満たさない事実を提訴する労働者は、過敏な被害者と呼ばれ、法的には救済されないのである<sup>(31)</sup>。

わが国においても、セクハラに関する人格権侵害の不法行為訴訟においては、一般人ないし平均の人間を基準として、諸事情を総合考慮し、行為が社会通念上許容される限度を超えたり、社会的見地から不相当とされたときに、不法行為が成立するとされるなどしており、若い女性と飲むとおいしいね等の発言を違法と非難するなど、この基準を満たさない主張をする被害者は、法的に救済されないのである (本人の主観的感じ方に関する事案と適応障害発症等の補償に関する事案がある)。結局、そのような問題は、職場において適切に対応する等しか解決策はない。以上のことは、すでに旧稿において述べたところである<sup>(32)</sup>。

これに関連する最近の判例として、プラダジャパン(株)に関わるものがある。すなわち、同社C人事本部部长が、シニアリテールマネージャーである原告女性に対し、セクハラ発言をしたとして原告がCに損害賠償を求めた事案について、裁判所は、Cの平成21年9月21日の発言につい

ては、原告の労働契約において毎シーズン70万円(年間140万円)の服装手当が定められており、これは、店舗訪問時顧客の目に触れる場合があったり、新入社員研修会で講義したり、店舗従業員の服装の指導等を行うという立場であることを前提としたものであるといえること、原告が複数回シャネル製品を身に付けて出勤し、シャネルの服で店舗を訪問したことがあったことを考え合わせれば、本社従業員の服装につき定めがないとしても、かかる業務・立場の従業員が業務において競合ブランドの製品と分かるものを身に付けていたことを注意することが、社会通念上不相当であるということとはできないとし、Cの9月29日の発言についても、店舗従業員には、服装、ヘアスタイル等のガイドラインがあることを考えれば、本社従業員の髪につき定めがないとしても、店舗従業員の服装の指導等の業務を行う立場の従業員が業務において髪を含めて配慮の行き届いた身なりが必要であるとして注意すること自体は、社会通念上不相当であるということとはできないとし、同日の発言中、体形に係る部分については、原告の業務と直接関係があるとはいえず、一般的には会社代表者がそのようなことを従業員に伝える必要が生じる場面は想定し難く、原告に対する配慮を欠いた面があることは否定できないが、被告会社の業務の内容や原告の業務の内容、原告の外見に係るB社長の行動は原告が被告会社の競合ブランドの製品を身に付けて出勤していたことを契機に始まっていることなどの認定の事情を考え合わせれば、Cの発言をもって、金銭の支払いをもって慰藉すべき精神的損害を発生させるほどのものとも認められないとして、損害賠償請求を棄却している(地位確認請求事件、損害賠償請求事件・東京地判平24・10・26LEX/DB25483355)。

この判決は、原告が、ジャパントイムズ記者に対し、①B社長が「年をとっている、太っている、醜い、不細工、プラダルックでない」として約15人の女性店長と副店長を排除するよう指示するなどしたこと、②店舗スタッフがしばしば自費でハンドバッグの購入を強制されているこ

と、③原告がCからBが髪型を変え、やせることを求めているなどと言われたことなどの情報提供をし、その内容が、平成22年3月12日のジャパンタイムズの記事として採用され、原告の実名を挙げて報道されたことについて、これらの事実は、報道機関を通じて外部に公表された場合、被告会社の信用、体面を傷つけることは明らかであるから、懲戒事由に該当するとしたうえで、原告のマスメディアに対する情報提供の主たる目的が、被告会社の業務改善等の公益目的であったと認めることはできず、むしろ、自己の立場を有利にするため世論を味方に付けようという目的であったとし、原告の情報提供には、根幹的な部分で真実性ないし真実と信ずるにつき相当な理由が認められないとして、懲戒解雇を解雇権濫用と評価することはできないとしている。

その後、プラダジャパン及びプラダエスアー（プラダ本社）を原告とし、前件原告女性を被告とする別件訴訟において、裁判所は、女性の情報提供行為とプラダジャパンの名誉を毀損しプラダエスアーの商標価値を毀損する記事が掲載されたこととの間に相当因果関係があるなどとして、女性にプラダジャパンに対する220万円、プラダエスアーに対する110万円の損害賠償支払いを命じている（損害賠償請求事件・東京地判平25・11・12判タ1418号252頁）。

なお、女性の服装については、代表取締役が、女性従業員の服装に注意をしたことが違法行為に該当しないことは明らかであるとしたものがある（岡山セクハラ（労働者派遣会社）事件・岡山地判平14・5・15労判832号54頁）。また、男性については、被告会社は、就業規則において、勤務中は会社に認められた服装を着用することを定め、社内回覧をもって男性社員のネクタイ着用を義務付けることを通知しているが、被告は、産業用縫製機械類の輸出入専門商社であり、事務作業を行う職場に勤務する男性社会人の服装として、スーツを着用し、ネクタイを着用するというのは、社会通念に照らすと一般的な服装であるということができることなどからすれば、被告の指示は合理的な範囲内の服装を指示

するものであるということができ、被告は、従業員にネクタイ着用を義務付け、同指示に違反した従業員に対して懲戒処分を行うことができるとしたものがある（エリゼ株式会社事件・大阪地判平27・4・14LEX/DB25540283）。

女性の体重を聞くことについては、介護福祉士原告女性が、人間関係のトラブルから精神的負荷を感じており、かつ、過剰なダイエットによって業務に支障をきたすほどに痩せていたことに鑑みれば、理学療法士管理職男性が原告に対して体重を聞いたことは、原告の健康状態を把握するための手段として相当なものといえるから、セクハラに当たるものとして違法性を有するとはいえないとしたものがある（北杜市（介護老人保健施設）事件・甲府地判平29・7・11LEX/DB25546707）。

## むすび

わが国で、見知らぬ者による犯行が多い痴漢といわれる強制わいせつ罪や迷惑防止条例違反に関する判例では、虚偽申告として、①思い込み・錯覚（上記名倉事件最高裁判決、同那須弘平補足意見）（故意でないもの）によるもののほか、故意によるものとして、②示談金の喝取目的、③相手方から車内での言動を注意された等のトラブルの腹癒せ、④痴漢被害に遭う人物であるとの自己顕示、⑤加害者を作り出し、その困惑を喜ぶ愉快犯等が存し得ると考えられている（同田原睦夫反対意見）。これに⑥夫の気持ちを確認するため（上記福島地裁判決）と⑦特定個人に対する否定的感情によるもの（上記京都地裁判決）を加えることができる。

これに対して、顔見知りによることが多いセクハラに関する民事判例では、虚偽申告として、①恋愛関係破綻等によるもの、②職務上のミス・不正行為・処遇不満等にかかわるもの<sup>(33)</sup>、③特定個人に対する否定的感情によるもの、④被害者の過敏な性格によるものなどがある。セクハラ  
の虚偽申告は、痴漢事件同様、数は少ないと思われるが、その可能性は否定できない。それを適切に認識し、適切な対応を検討することなしに

は、セクハラ防止及び公平な解決はできない。虚偽申告問題の研究は、刑法の性犯罪規定改正や、均等法等のセクハラ関連規定改正を推進するためにも必要である<sup>(34)</sup>。

- (1) David Lisak, Lori Gardinier, Sarah C. Nicksa, and Ashley M. Cote: False Allegations of Sexual Assault: An Analysis of Ten Years of Reported Cases, *Violence Against Women*, vol.16 no 12(2010), p.1318, p.1322.

Allegationとは、犯罪がなされた旨の書面又は口頭による陳述をいう(Mark S. Davis, *The Concise Dictionary of Crime and Justice*, SAGE Publications, 2002, p.9)。

- (2) Philip N.S. Rumny: False Allegations of Rape, *The Cambridge Law Journal*, March 2006, p.129.

- (3) Morrison Torrey: When Will We Be Believed? Rape Myths and Idea of a Fair Trial in Rape Prosecutions, 24 *U.C. Davis L. Rev.* 1013(1990-1991), pp. 1025 et s.; Mary Becker, Cynthia Grant Bowman and Morrison Torrey, *Feminist Jurisprudence - Taking Women Seriously*, 2<sup>nd</sup> ed., West, 2001, pp. 294 et s.

Susan Brownmiller, *Against Our Will*, Fawcett Books (reprint), 1993, Copyright 1975, p.387(スーザン・ブラウンミラー [幾島幸子訳] 『レイプ・踏みにじられた意思』勁草書房、2000年、314頁)は、1965年FBI統一犯罪統計報告書によると、警察に被害届が出された強姦事件の20%は、捜査の結果、根拠なしとの結論に達したとするが、その後、ニューヨーク市が女性警官に被害者の聴取に当たらせてたところ、同市における虚偽申告率は2%にまで下がり、これは、その他の暴力犯罪における虚偽申告率とびつたり一致するとする。Carol Bohmer and Andrea Parrot, *Sexual Assault on Campus*, Lexington Books, 1993, p. 32は、ブラウンミラーに従い虚偽申告率は2%とする。

D. Lisak et al., op.cit. p.1322.は、先行研究と独自の研究から、性的暴行罪の虚偽申告を2%~10%と推定する。

イギリスのJennifer Temkin, *Rape and the Legal Process*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford University Press, 2002, p.5.も、強姦の虚偽申告は警察官になされるが、それが、他の犯罪以上に起こるとする証拠はないとする。

- (4) Martha Chamallas, *Introduction to Feminist Legal Theory*, 2<sup>nd</sup> ed., Aspen, 2003, p.228.
- (5) Stephen J. Schulhofer, *Unwanted Sex*, Harvard University Press, 1998, pp. 2 et s.
- (6) 野田進「企業秩序保持義務違反としてのハラスメント」法律時報89巻1号(2017年)67頁。
- (7) 指宿信「性犯罪における手続的問題点」季刊刑事弁護35号(2003年)49頁。
- (8) 齊藤豊治「アメリカにおける性刑法の改革」大阪商業大学論集5巻1号(2009年)189頁以下。
- (9) 辻脇葉子「性的自律権からの『強姦罪』の再構成」明治大学短期大学紀要72号(2002年)2頁。Arnold H. Loewy, *Criminal Law*, 4<sup>th</sup> edition, Thomson/West, 2003, pp.63 et s. は、ニュージャージー州のように、被告人が被害者が同意したと信じる理由があるときを除き、イエスがないことはノーを意味するとする州もあるが、他の州では、同意のない性交を犯罪としない傾向があり、非身体的強制による性行為は、コモンローでは強姦ではなかったとする。樋口亮介「アメリカにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号(2015年)42頁は、実行使や被害者の心身状態などの個別類型だけでなく、同意のない性交を処罰することを立法ないし解釈で実現する州も現れているとする。
- (10) Richard A. Posner and Katharine B. Silbaugh, *A Guide to America's Sex Laws*, The University of Chicago Press, 1996, pp.20 et s.
- (11) 強姦事件の減少及び有罪判決がより難しいことについて、Judith A. Bear, *Women in American Law*, 3rd ed., Holmes & Meier, 2002, p. 262. スーザン・エストリッチ〔中沢典子訳〕『リアルレイプ』(JICC 出版局、1990年、原著1987年刊)は、顔見知りによるレイプをシンプルレイプと呼び、シンプルレイプこそ真のレイプであるとする(14頁、192頁)。Cheris Kramate and Dale Spender, *Routledge International Encyclopedia of Women*, vol.4, Routledge, 2000, p.1732 (by Mona Lisbet Eliasson) は、顔見知りによるレイプのほうが、見知らぬ者によるレイプよりも多いとする。レイプの80%以上が顔見知りによるものとするものもある(Lynn M. Pazzani: *The Factors Affecting Sexual Assaults Committed by Strangers and Acquaintances*, *Violence Against Women*, vol. 13 no. 7(2007), p.717.)。

平成27年度版犯罪白書によれば、強姦、強制わいせつ検挙件数のうち、

被害者と被疑者の関係は、面識あり 24.9%、親族 2%で、その割合が上昇傾向にある。

- (12) わが国では、北川佳世子「性犯罪の罰則に関する刑法改正」法学教室 2017 年 10月号 65頁は、刑事実務上、暴行・脅迫要件は、性行為が被害者の意思に反しているか否かを判断するための外形的な基準として機能しており、被害者の意思に反することを確信できるような場合であること（言いかえれば、冤罪を防ぐこと）を意味するとする。これに対し、島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」慶應法学 37号(2017年) 34頁は、わが国の刑法改正に関して、暴行・脅迫要件の緩和により被害者が嘘をついている場合冤罪が生み出されかねないという危惧を多くの人々が持つことは当然としながらも、重要なことは、冤罪の危険を防ぐために、情況証拠や被害者供述の信用性を客観的・科学的に判断できるシステムの確立であるとする。
- (13) D. Lisak et al., op.cit. p.1319 et s., p. 1329.
- (14) Betsy Wright Kreisel: Police and Victims of Sexual Assault, in Frances P. Reddington and Betsy Wright Kreisel, Sexual Assault, Carolina Academic Press, 2005, p.261.
- (15) P. N.S. Rumny, op.cit., p.130.
- (16) 家令和典「判批」法曹時報 64 卷 7 号(2012年) 324 頁以下参照。
- (17) 秋山賢三「最高裁 21・4・14 逆転無罪判決(名倉事件)について」LIBRA, Vol.9, No.7 (2009年) 39頁は、この判決は、単なる事例判決ではなく、痴漢事件の特殊性を考慮した上、犯人性よりも事件性(証言の虚偽性)を問題視する明快な判決であるとする。この判決の意義については、佐藤善博「事実誤認の判断基準が問題となった事例②」季刊刑事弁護 65号(2011年) 53頁以下も参照。遠藤邦彦「判批」別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕(2017年) 161 頁は、供述の信用性を考える上では、虚偽供述の可能性という視点と、見間違い、思い込み等の勘違いの可能性という 2つの視点があり、内容の合理性、他の証拠との整合性といった信用性評価の着眼点も、この 2つの視点を意識して検討する必要があるとする。
- (18) 秋山賢三「痴漢裁判における判例の到達点と最高裁判決の意義」季刊刑事弁護 59号(2009年) 78 頁。
- (19) 秋山賢三・前掲註(18) 論文 78 頁。三上威彦「判批」法学研究 84 卷 11号(2011年) 76 頁は、沖田事件判決の背景にあると思われる価値判断は、痴



漢犯罪の認定につき、より慎重な判断を求めた名倉事件判決とも軌を一にするもので、原審の安易な事実認定に警鐘を鳴らすものとする。沖田事件について、沖田光男『裁かれる者』（かもがわ出版、2010年）参照。

- (20) 三鷹バス痴漢冤罪事件については、被告人弁護士による今村核『三鷹バス事件』東京高裁、逆転無罪判決』季刊刑事弁護81号(2015年)74頁以下が詳しい。同事件高裁判決は、被害者供述の核心部分が車載カメラ映像等の客観的証拠と概ね整合しているとする一審判決(東京地立川支判平25・5・8)の判断は、明らかに論理の飛躍があり不合理では認めできないとした。

その後、最高裁は、銀行内防犯カメラ記録等の被告人が本件封筒を窃取したとの認定を妨げる方向に強く働く客観的事情を無視あるいは不当に軽視した点において、原判決の判断は、論理則、経験則等に照らして不合理といわざるを得ないとして、被告人を無罪としている(窃盜被告〔煙石博〕事件(最二小判平29・3・10裁判所HP))。

電車内防犯カメラは、2009年12月JR埼京線で導入され、東海道・山陽新幹線も2015年7月防犯カメラ増設を広報し、JR東日本は、2017年6月2020年東京オリンピックを見据えて山手線新車両すべてに防犯カメラ設置を広報した。京王電鉄も2011年2月導入し、東急電鉄も2016年3月全車両順次導入を広報し、東京メトロも、2017年3月順次全車両導入を広報している(各社広報)。痴漢防止に係る研究会「電車内の痴漢撲滅に向けた取組に関する報告書」(平成23年3月10日、警察庁)も参照。

DNA鑑定は、大変有用な捜査手法であるので、電車内での痴漢の事案などでは、ほぼ全ての事案において、被害者の着衣等から微物を採取し、そのDNA鑑定をしてもらっているとの検事の指摘がある(宮田英典「路上における強制わいせつ事件について、『尤度比』を用いて犯人性立証を試みた事案」捜査研究803号(2017年)92頁)。繊維検査については、平岡義博「痴漢事犯における繊維鑑定の諸問題」季刊刑事弁護87号(2016年)143頁以下を参照。勾留については、角田雄彦「痴漢否認事件で勾留請求が却下された例①」季刊刑事弁護58号(2009年)61頁以下、白鳥玲子「痴漢否認事件で勾留請求が却下された例②」季刊刑事弁護58号(2009年)64頁以下参照。

- (21) 段林和江「性被害と被害者側代理人からみる問題点」季刊刑事弁護35号(2003年)107頁。
- (22) 荒木伸怡「供述証拠の証明力評価を考える」(広渡清吾ほか編『刑事訴訟

法・少年法と刑事政策』日本評論社、2005年) 343頁。

- (23) 犬伏由子ほか編『レクチャージェンダー法』（法律文化社、2012年）165頁（島岡まな）。
- (24) 秋山賢三ほか『痴漢冤罪の弁護』（現代人文社、2004年）5頁以下（秋山賢三）は、混雑車内で被害者自身犯行を現認することが容易でないことや人違いの潜在的要因を指摘する。無罪とされた例として、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件・大阪地判平22・11・12裁判所HP、埼玉県迷惑防止条例違反被告事件・さいたま地判平22・6・24インターネット判例、東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件・東京地判平24・9・29判例秘書等がある。
- (25) 関連事案として、温水器修理に訪れた女性宅で強制わいせつ未遂に及んだとして起訴された男性が、被害者女性供述には、重大な点について客観的証拠と整合しないところがあるなど、その信用性には重大な疑問があり、強制わいせつ未遂の行為を行ったと認定するには合理的な疑いが残りとして無罪とされたものがある（強制わいせつ未遂事件・札幌高判平21・10・22裁判所HP）。男性は、無罪判決確定後、女性を虚偽告訴と偽証で中標津署に告訴したが、送検の後、釧路地検は、平成23年1月、嫌疑不十分で女性を不起訴としている。男性は、女性に対して、虚偽の事実を警察に申告した結果、逮捕、勾留及び起訴され損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求したが、原告による本件強制わいせつ未遂行為が存在しなかったという証明はなされていないとして棄却されている（損害賠償請求事件・釧路地判平26・11・25LEX/DB25505482、同・札幌高判平27・7・17LEX/DB25541095）。同事件について、梅本英広「強制わいせつ未遂被告事件」季刊刑事弁護61号（2010年）123頁以下参照。
- (26) 手術後せん妄については、東大医学部付属病院に入院中の患者が転落死したことについて、診療経過等から、同人失踪当時、被告病院の医療従事者らにおいて、術後せん妄を現に発症していることを認識することができたとか、近接した時点でこれを発症することを具体的に予見すべきであったとはいえないから、同人の体幹・両四肢の抑制を実施すべき義務があるとはいえないなどとして、遺族らの損害賠償請求を棄却したものがある（損害賠償請求事件・東京地判平21・9・15判タ1328号196頁）。また、研修医が、手術後せん妄状態を示した原告患者に対して、指導医、当直医又は救急部

の医師等の応援のあらかじめの確保や、人工呼吸器具の用意等の慎重な対処策を執らないまま、患者に薬剤を投与し、投与後生じた強い呼吸抑制に対し、直ちに気道を確保して心肺蘇生処置を執ることをしなかったのは、注意義務に違反した過失を構成するとして、使用者責任により、医学部付属病院を設置する被告国立大学法人に対し、6165万円余の損害賠償の支払いを命じたものがある（損害賠償請求事件・東京地判平16・4・27判タ1211号214頁）。高齢入院患者の夜間せん妄については、ミトンを用いた両上肢のベッドへの約2時間の抑制行為が、看護師らが、転倒、転落により重大な傷害を負う危険を避けるため緊急やむを得ず行った行為で、診療契約上の義務に違反するものではなく、不法行為法上違法であるということもできないとしたものがある（損害賠償請求事件・最三小判平22・1・26民集64巻1号219頁）。

- (27) 大島眞一『〈完全講義〉民事裁判実務の基礎(第2版)』（民事法研究会、2013年）674頁。刑事事件においても、強姦加害者と被害者に面識がある場合や出会ってそれほど時間は経過していないが、その間に加害者と被害者の間に一定の交流があるような場合には、慎重な捜査・検討が求められ、被害者供述の信用性判断に当たっては、行為前、行為時、行為後などの事情について証拠収集が求められるとされている（中村光一「強姦事件における『被害者の同意がなかったこと』の立証について」警察学論集70巻1号(2017年)148頁、154頁以下）。
- (28) 拙稿「セクシュアル・ハラスメントと懲戒処分に関する法的諸問題」平成法政研究19巻1号(2014年)75頁以下。
- (29) 財団法人21世紀職業財団編『セクシュアルハラスメント相談担当者のためのA to Z』（財団法人21世紀職業財団、2003年）89頁。長年セクハラ調査に携わった弁護士によるBeth K. Whittenbury, Investigating the Workplace Harassment Claim, American Bar Association, 2012, p.113.は、当事者の信頼性が問題となったとき、調査者は、加害者とされた者に対して、被害者が嘘をつく理由があるか否か、被害者が信頼できる人間と考えているか否かを質問してよいとする。
- (30) 本件では、一審判決後、弁護士側の指摘で大阪高検が再捜査した結果、現場に残された男性の指紋と女性の証言に食い違いがあることが判明し、高検は、誤捜査を認め、弁論で遺憾の意を表明している（産経新聞2015年2月14日）。

- (31) 拙稿「セクシュアル・ハラスメント法とハイパー・センシティブ・ビクティム問題」国土館法学37号(2005年)42頁以下。
- (32) 拙著『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』（信山社、2013年）33頁以下。アメリカの状況については、吉川英一郎『職場におけるセクシュアル・ハラスメント問題』（レクシス・ネクシス・ジャパン、2004年）133頁以下が詳しい。
- (33) 職場に関わるものではないが、「強姦行為自体については、客観的証拠がなく、信子自身の陳述は信用性に乏しく、事実的根拠を欠いていることなどの事情を総合すると、控訴人[\*信子の夫]が被控訴人及び創価学会に敵意を抱いたことから、本件訴訟を提起することにより、被控訴人を訴訟の場に引き出し、応訴の負担を与え、あるいは訴訟係属を社会的に誇示することにより、被控訴人の社会的評価の低下を意図したものと認定することができる。」としたものがある（損害賠償請求控訴事件・東京高判平13・1・31、倉田卓次ほか『判決 訴権の濫用』日本評論社、2002年、216頁）。
- (34) 島岡まな・前掲註(12)論文34頁、北川佳世子・前掲註(12)論文65頁参照。